

登録販売者を店舗の管理者とする場合

登録販売者を店舗の管理者とする場合は、取扱う医薬品の区分によって必要な条件を満たす登録販売者である必要があります。それぞれに対応した書類を添付してください。

【注意】 実務従事：薬剤師または登録販売者の管理及び指導の下で一般従事者として行ったもの
(主に補助する実務や内容を知ることができる実務になります。)

業務従事：薬剤師または登録販売者の管理及び指導の下で登録販売者として行ったもの

【第二類医薬品または第三類医薬品を販売等する店舗において登録販売者を管理者とする場合】

以下1～3のいずれかの条件を満たす登録販売者である必要があります。

必要条件	添付書類
<p>1. ア又はイをみたす者</p> <p>ア 過去5年のうち、薬局、店舗販売業及び配置販売業（以下、店舗販売業等とする。）において、通算して2年以上（ひと月あたり80時間必要）の一般従事者としての実務従事（薬剤師または登録販売者の管理及び指導の下）又は登録販売者としての業務従事を証明できる者</p> <p>イ 過去5年のうち、店舗販売業等において、通算して2年以上かつ合計1920時間以上の一般従事者としての実務従事（薬剤師または登録販売者の管理及び指導の下）又は登録販売者としての業務従事を証明できる者</p>	<p>①及び②</p> <p>① 実務従事又は業務従事証明書 (写しでの対応を希望の場合は写しを添付書類とし、原本を窓口にて提示してください。)</p> <p>② 勤務状況報告書 (なお、状況に応じて詳細な従事状況を確認するための勤務簿の写し等の添付を求める場合があります。)</p>
<p>2. ア又はイをみたす者（なお、管理者は必要な能力及び経験を有する者でなければならぬのでア又はイの他に、直近において一定の従事経験及び外部の研修実施機関が行う年1回の研修受講実績があることが望ましいこと。）</p> <p>ア 店舗販売業等において平成21年6月1日以降に通算して2年以上（ひと月あたり80時間必要）の一般従事者の実務従事（薬剤師または登録販売者の管理及び指導の下）又は登録販売者としての業務従事を確認でき、さらに店舗管理者又は区域管理者としての業務従事を確認できる者。</p> <p>イ 店舗販売業等において平成21年6月1日以降に通算して2年以上かつ1920時間以上の一般従事者の実務従事（薬剤師または登録販売者の管理及び指導の下）又は登録販売者としての業務従事を確認でき、さらに店舗管理者又は区域管理者としての業務従事を確認できる者。</p>	<p>①及び②</p> <p>① 実務従事証明書、実務従事確認書、業務従事証明書、業務従事確認書の内に対応可能なもの (写しでの対応を希望の場合は写しを添付書類とし、原本を窓口にて提示してください。)</p> <p>② 勤務状況報告書 (なお、状況に応じて詳細な従事状況を確認するための勤務簿の写し等の添付を求める場合があります。)</p>
<p>3. ア又はイをみたす者（令和3年7月通知の当分の間の経過措置）</p> <p>ア 平成21年6月1日以降に店舗販売業等において通算して5年以上（ひと月あたり80時間必要）の一般従事者の実務従事（薬剤師または登録販売者の管理及び指導の下）又は登録販売者としての業務従事を確認でき、さらに行政に登録している外部の研修実施機関が行う年1回の研修を通算して5年以上受講していることを確認できる者。</p> <p>イ 平成21年6月1日以降に通算して5年以上かつ4800時間以上の一般従事者の実務従事（薬剤師または登録販売者の管理及び指導の下）又は登録販売者としての業務従事を確認でき、さらに行政に登録している外部の研修実施機関が行う年1回の研修を通算して5年以上受講していることを確認できる者。</p>	<p>①及び②</p> <p>① 実務従事証明書、実務従事確認書、業務従事証明書、業務従事確認書の内に対応可能なもの (写しでの対応を希望の場合は写しを添付書類とし、原本を窓口にて提示してください。)</p> <p>② 勤務状況報告書 (なお、状況に応じて詳細な従事状況を確認するための勤務簿の写し等の添付を求める場合があります。)、受講した外部研修修了証の写し（原本を窓口にて提示してください。)</p>

【第一類医薬品を販売等する店舗において登録販売者を管理者とする場合】

原則は薬剤師を管理者とする必要があります。その上で薬剤師を管理者とすることができない場合は以下の条件を満たす登録販売者が管理者である必要があります。なお、補佐する薬剤師が必要になりますのでご注意ください。

必要条件	添付書類
<p>次の A 又は B をみたす者</p> <p>A 過去 5 年のうち、下欄の 1 及び 2 に掲げる期間が通算して 3 年以上（ひと月あたり 8 0 時間必要）であることを証明できる者。</p> <p>B 過去 5 年のうち、下欄の 1 及び 2 に掲げる期間が通算して 3 年以上かつ合計 2 8 8 0 時間以上であることを証明できる者。</p>	<p>①及び②</p> <p>① 業務従事証明書 （写しでの対応を希望の場合は写しを添付書類とし、原本を窓口にて提示してください。）</p> <p>② 勤務状況報告書 （なお、状況に応じて詳細な従事状況を確認するための勤務簿の写し等の添付を求める場合があります。）</p>
<p>1. 次のアからウまでに掲げる薬局、店舗又は区域において、登録販売者として業務に従事した期間</p> <p>ア 要指導医薬品若しくは第 1 類医薬品を販売し、又は授与する薬局</p> <p>イ 薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第 1 類医薬品を販売し、又は授与する店舗</p> <p>ウ 薬剤師が区域管理者である第 1 類医薬品を配置販売する区域</p> <p>2. 次のア又はイに掲げる管理者として業務に従事した期間</p> <p>ア 第 1 類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者</p> <p>イ 第 1 類医薬品を配置販売する区域の区域管理者</p>	

【要指導医薬品を販売等する店舗において登録販売者を管理者とする場合】

原則は薬剤師を管理者とする必要があります。また、平成 26 年 3 月通知の経過措置による当分の間の対応であるため、薬剤師を管理者とするように努めてください。その上で薬剤師を管理者とすることができない場合は以下の条件を満たす登録販売者が管理者である必要があります。なお、補佐する薬剤師が必要になりますのでご注意ください。

必要条件	添付書類
<p>次の A 又は B をみたす者</p> <p>A 過去 5 年のうち、下欄の 1 及び 2 に掲げる期間が通算 3 年以上（ひと月あたり 8 0 時間必要）であることを証明できる者。</p> <p>B 過去 5 年のうち、下欄の 1 及び 2 に掲げる期間が通算 3 年以上かつ合計 2 8 8 0 時間以上であることを証明できる者。</p>	<p>①及び②</p> <p>① 業務従事証明書 （写しでの対応を希望の場合は写しを添付書類とし、原本を窓口にて提示してください。）</p> <p>② 勤務状況報告書 （なお、状況に応じて詳細な従事状況を確認するための勤務簿の写し等の添付を求める場合があります。）</p>
<p>1. 要指導医薬品を販売・授与する薬局又は薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品を販売・授与する店舗販売業において登録販売者として業務に従事した期間</p> <p>2. 要指導医薬品を販売・授与する店舗の店舗管理者であった期間</p>	